

おかやまプレミアム付食事券発行事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組みながら頑張っている飲食店や食材を供給する農林漁業者等を支援し、物価高騰等に直面する消費者を応援することを目的として発行するおかやまプレミアム付食事券（以下「食事券」という。）の発行事業について、必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

第2条 本事業の実施期間は、令和4年7月5日から令和5年3月20日までとする。

(発行総額及びプレミアム)

第3条 食事券の発行総額は 4,800,000,000 円とし、プレミアム金額は 800,000,000 円とする。

(食事券の種類等)

第4条 発行する食事券については、次のとおりとする。

- (1) 12,000 円分の食事券を 10,000 円で販売する。
- (2) 食事券の一枚当たりの額面は、1,000 円とし 12 枚を 1 組として販売する。

(券面表示事項)

第5条 食事券に次の事項を記載する。

- (1) 食事券の名称
- (2) 発行主体
- (3) 金額
- (4) 有効期限
- (5) 通し番号
- (6) 釣銭の取扱いをしないこと
- (7) 有効期限を過ぎると使用できないこと
- (8) 宅配・デリバリー専門店、テイクアウト専門店では使用できないこと
- (9) 盗難、紛失、滅失の免責
- (8) 食事券を取り扱うことのできる事業者（以下「登録店」という。）の名称及び押印欄
- (9) 返品、交換、売買、現金の引換えができないこと
- (10) 新型コロナウイルス感染症等の拡大により使用自粛等の要請があり得ること

第2章 食事券の販売

(食事券の購入方法)

第6条 食事券の購入者は、氏名、電話番号を記入し、現金で購入する。

(購入限度額)

第7条 来店者一人につき 1 日 24,000 円（2 冊）を購入限度額とする。

(販売期間)

第8条 食事券の販売期間は、令和4年8月18日から令和4年11月30日までとする。ただし、販売総額に達した時はその時点までとする。

(販売店)

第12条 食事券の販売店は知事及びおかやまプレミアム付食事券事務局（以下「知事等」という。）が指定した場所とする。

(販売手数料)

第13条 知事等は、販売店に対して食事券1冊毎に販売手数料を支払うものとする。

(販売周知)

第14条 販売の周知方法は、次のとおりとする。

- (1) ホームページ
- (2) チラシ、ポスター、のぼり
- (3) そのほか、県民に周知可能な方法

(販売店の責務)

第15条 販売店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売店は、本要綱を遵守するとともに食事券の普及に努めるものとする。
- (2) 販売店は、販売店マニュアルに則り、食事券を消費者に販売すること。
- (3) その他、知事等からの指示を遵守すること。

第3章 食事券の利用

(利用期間)

第16条 食事券の利用期間は令和4年8月18日から令和5年1月31日までとし、利用期間を経過した食事券は無効とする。

(利用事業者)

第17条 食事券を利用できる事業者は、第23条により登録した事業者とする。

(利用制限)

第18条 食事券は、飲食の利用に対して、登録店に直接支払う場合のみ利用することができる。

(釣銭)

第19条 食事券の利用において、釣銭は支払わないものとする。

(返金、交換、売買及び現金との引き換え)

第20条 食事券の返金、交換、売買及び現金との引き換えは行わないものとする。

(紛失等の責任)

第21条 利用者が購入した食事券の盗難、紛失、滅失は利用者の責任とする。

(食事券の破損等)

第22条 破損した食事券は、A券の裏面右上の「バーコード」および「通し番号」が判

別でき、B券が完全な状態で残っていれば食事券とみなす。

第4章 登録店

(登録店の登録資格)

第23条 登録店の登録資格は、次のいずれかを満たす店舗とする。

- (1) 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店であり、県内で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行前の食品衛生法第52条第1項に規定する許可を含む。）を受けて飲食店営業又は喫茶店営業等を営業している店舗
- (2) 岡山県飲食店感染防止対策第三者認証制度において認証された店舗

2 前項の規定にかかわらず、下記店舗は対象外とする。

- (1) 屋台やキッチンカーなどの店舗を持たない営業形態
- (2) 宅配・デリバリー専門店、テイクアウト専門店等、その場で飲食を行わない飲食店
- (3) 社員や一部の利用者を限定する専用食堂
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の対象店舗
- (5) 感染防止対策に関する県の要請に応じなかった店舗

(登録店の登録)

第24条 登録店の登録を希望する事業者は、対象施設ごとに「おかやまプレミアム付食事券登録店申請書」及び「おかやまプレミアム付食事券登録店申請同意書」により、又は電子情報処理組織を使用して、知事等へ申請するものとする。

(登録店の登録期間)

第25条 登録店の登録期間は令和4年7月25日から令和4年12月9日までとする。

(登録証明)

第26条 知事等は第23条により申請があった事業者が登録資格を有することを確認及び審査し、登録を認めた場合は、当該事業者に対し、「おかやまプレミアム食事券登録店登録証」（以下「登録証」という。）を交付する。

(登録店の脱退)

第27条 登録店を脱退しようとする事業者は、知事等に「登録店脱退届書」を提出するものとする。

(登録店の責務)

第28条 登録店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に食事券を持参したときは、食事券の受け取りを拒んではならない。
- (2) 知事等が配付する登録店ステッカーならびにPOPを利用者の見やすい場所に掲示

すること。

- (3) 本要綱を遵守するとともに食事券の普及に努めること。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに知事等に申し出ること。
- (5) 偽造食事券については、換金できないことを了承すること。
- (6) 知事等が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力を行うこと。
- (7) 利用者より食事券を受け取った場合は、再流通を防止するため、食事券裏面に自ら店印を押印又は登録店名を記入すること。
- (8) 使用された食事券を再び使用しないこと。
- (9) 食事券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (10) 飲食の利用実態を伴わない使用（自己換金行為）を行わないこと。
- (11) その他、知事等からの指示を遵守すること。

(登録店資格の喪失等)

第29条 知事等は、前条の各号に反する行為があると認めた場合は、違反行為があった日に遡り、登録店の登録取り消しを行うとともに、当該登録からの食事券の換金依頼を拒否することができる。また、登録店の取り消しを行った際には本事業の公式ホームページで店名を公表する。

(届出事項の変更)

第30条 登録店は登録事項に変更があったときは、速やかに知事等に届け出るものとする。

第5章 食事券の管理

(食事券の管理)

第31条 換金済食事券は、知事等が券面に所定の手続きをして保管期限終了まで知事等が保管するものとする。

(食事券の管理責任)

第32条 食事券の管理責任は次のとおりとする。

- (1) 販売店が未販売食事券を保管中に紛失、盗難、その他の事故が発生した場合は、販売店がその責任を負うものとする。
- (2) 登録店が使用済食事券を保管中に紛失、盗難、その他の事故が発生した場合は、知事等はその責任を負わない。
- (3) 食事券を購入した利用者が未利用食事券を保管中に紛失、盗難、滅失、その他の事故が発生した場合は、知事等及び販売店はその責任を負わない。

第6章 換金

(換金受付期間)

第33条 登録店の事業者が利用者から受け取った食事券の換金受付期間は令和4年8月18日から令和5年2月17日までとし、換金受付期間を過ぎた食事券は無効とする。

(換金方法)

第34条 換金方法は次のとおりとする。

- (1) 登録店は、利用者から受け取った食事券と必要事項を記入した「おかやまプレミアム付食事券換金依頼書(以下「換金依頼書」という。)」を郵送により知事等へ提出するものとする。
- (2) 知事等は、登録店から提出された食事券及び換金依頼書を精査し、問題がなければ、食事券の券面額を指定された金融機関口座に振り込むものとする。

(郵送手数料等)

第35条 登録店が負担する食事券の郵送料及び専用封筒代については、郵送の実績を示す書類を知事等へ提出することで最大13回分の郵送料及び専用封筒代を精算払で指定された金融機関口座に振り込むものとする。

第7章 雑則

第36条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年7月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。